

令和2年度

定期監査結果

柳川市監査委員

## 目 次

- 1 令和2年度定期監査結果（10月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
  - ・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
  - ・会計課
  - ・選挙管理委員会
  - ・公平委員会
  - ・固定資産評価審査委員会
  
- 2 令和2年度定期監査結果（11月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
  - ・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
  - ・大和庁舎(市民サービス課)
  - ・三橋庁舎(市民サービス課)
  
- 3 令和2年度定期監査結果（12月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25
  - ・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)
  - ・水道課
  - ・下水道課
  
- 4 令和2年度定期監査結果（1月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 37
  - ・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
  - ・小学校(東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、二ッ河小学校、中山小学校)、中学校(蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校)
  
- 5 令和2年度定期監査結果（2月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 56
  - ・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)
  
- 6 令和2年度定期監査結果（3月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 67
  - ・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
  - ・農業委員会
  
- 7 令和2年度定期監査結果（4月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 79
  - ・議会事務局
  - ・消防本部
  - ・教育部(生涯学習課)
  - ・監査委員事務局

柳川市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年11月30日

柳川市監査委員 中村秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳

# 令和2年度(10月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)、会計課

選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

### 3 監査の実施期間

令和2年10月1日から令和2年10月30日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年8月31日まで(令和2年度分)

令和元年9月1日から令和2年5月31日まで(平成31年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

## 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

三小田 一美（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪総務部≫

(人事秘書課)

**【指摘事項】**

(支出事務)

- ア 令和2年1月27日に大野城市へ旅行した職員について、誤った金額の旅費を支給している。
- イ 令和2年1月分の職員の時間外勤務手当について、勤務時間数を誤って支払っているものがある。

**【注意事項】**

- ア コーチング研修業務委託契約に係る見積状況調書について、契約件名を誤っている。
- イ 旅行命令書について、下記のものがある。
- ・同一の旅行について、重複し旅行命令を発している。
  - ・予算配当残額の記入がない。
  - ・復命欄の記入がない。
  - ・特別承認事項欄に記載された交通手段が誤っている。
- ウ 伺兼依頼書について、予算配当残額の記載のないものがある。

(総務課)

**【指摘事項】**

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
  
- イ 柳川市行政区活動助成金及び柳川市地区等運営補助金に係る請求書について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。

(契約事務)

- ア カーブミラー購入に係る単価契約の契約書において、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
  
- イ 令和元年 9 月 17 日に決裁された防護柵取付用材料費に係る物品購入において、予定価格が 3 万円を超えているが、契約締結伺書が作成されていない。
  
- ウ 令和 2 年 8 月 26 日に納品確認された物品について、契約締結伺書の決裁欄が未決裁である。

**【注意事項】**

- ア 物品購入に係る事務について、見積書に日付が記入されていないものがある。  
(前年度注意事項)
  
- イ 旅行命令書について、下記のものがある。
  - ・復命欄にチェックがない。(前年度注意事項)
  - ・旅費欄に鉛筆で記入されている。(前年度注意事項)
  - ・予算配当残額の記入がない。
  
- ウ カーブミラー購入に係る単価契約について、契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載がない。決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。

(企画課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 第2次柳川市総合計画・後期基本計画印刷製本業務請負契約について、設定された予定価格を超えた金額で契約締結している。
- イ 第2次柳川市総合計画・後期基本計画印刷製本業務請負契約について、企画コンペ採点表の集計に誤りがある。
- ウ 柳川市出会い応援事業業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。
- エ 柳川市出会い応援事業について、参加者負担金が事業の受託者により徴収されている。市の主催事業に伴う参加者から徴収する参加費用については、市の歳入として整理されたい。
- オ MultiWriter8600 用トナーの単価契約について、契約締結日の決裁前の日付けで契約締結されている。
- カ 柳川市コミュニティバス待合環境整備業務委託について、施行令第167条の2第1項第1号を随意契約の根拠規定としているが、契約内容と合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に正しく記載されたい。
- キ 下記の契約について、予定価格が設定されていない。
- ・ 庁内ネットワーク機器・運用保守業務
  - ・ 地方公共団体情報セキュリティ強化対策整備に係る保守業務委託
  - ・ ファイルサーバ運用保守業務委託
  - ・ L G W A Nサーバ保守業務委託
  - ・ 非常用発電装置保守及び定期点検
  - ・ 議会中継インターネット配信サービス
  - ・ 高速ページプリンタ有寿命部品交換業務
  - ・ A c t i v e E t h e rサービス利用契約
  - ・ メールセキュリティサービス使用契約
  - ・ リモートウイルスチェックサービス使用契約
  - ・ トナーカートリッジ単価契約
- ク 下記の契約について、契約事務規則第25条に規定する日までに契約締結していない。
- ・ 柳川市統計業務支援システム賃貸借契約
  - ・ 広報やながわ印刷単価契約



**【注意事項】**

- ア 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内の契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。
- イ 柳川市出会い応援事業業務委託について、契約書第 5 条に規定する業務委託仕様書の添付がない。
- ウ 下記の契約について、契約締結日が契約締結に係る起案文書の施行日とされていない。
- ・柳川市コミュニティバスのバス停土台製作・交換等業務委託契約
  - ・柳川市統計業務支援システム賃貸借契約
- エ 徴取した見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)
- オ 起案文書に下記のものがある。
- ・決裁日の記入がない。
  - ・予算科目の記入がない。
  - ・契約保証金免除の根拠規定の適用号数に誤りがある。
- カ 伺兼依頼書及び契約締結伺書に下記のものがある。
- ・決裁日の記入がない。
  - ・予定金額が予算配当残額を超えている。
  - ・伺兼依頼書の決裁前に契約締結伺書が起案されている。
- キ 旅行命令書に旅費の記入もれや記入誤りがある。
- ク 現金領収書に年度の記入のないものがある。(前年度注意事項)

(財政課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 令和2年度柳川市電話交換業務委託に係る契約について、令和2年4月1日付で契約締結しているが、契約締結時に決裁権者の押印がない。
  
- イ ふるさと納税の募集広告掲載に係る契約について、起案文書に随意契約の根拠規定の記載がない。
  
- ウ 企画課設置カラー複合機・総務課設置モノクロコピー機賃貸借契約について、契約締結に係る起案文書の施行日と契約締結日が相違している。

【注意事項】

- ア 柳川庁舎の使用更新について、事業者から申請に係る申請者名の変更届出がなされ、変更後の申請者名で行政財産使用許可申請書が提出されているにもかかわらず、使用許可決議書及び使用許可書は変更前の申請者名となっている。
  
- イ 市長室設置の椅子購入に係り徴取した見積書に、日付や押印のないもの、改定前の消費税率を記載しているものがある。
  
- ウ 起案文書等に決裁日や施行日の記入のないものがある。(前年度注意事項)
  
- エ 伺兼依頼書に下記のものがある。
  - ・決裁日の記入がない。(前年度注意事項)
  - ・予算年度を誤っている。
  - ・利用用途が誤っている。
  
- オ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。
  
- カ 嘱託登記事務等業務委託に係る使用印鑑届について、日付の記入がない。

《会計課》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《選挙管理委員会》

**【指摘事項】**

(収入事務)

ア 令和2年3月27日付で決定を受けた第25回参議院議員通常選挙の執行に要する経費に係る調定決議書の起票日が、同月31日となっている。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。

**【注意事項】**

特にない。

《公平委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《固定資産評価審査委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

**【全般的共通注意事項】**

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

柳川市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年12月28日

柳川市監査委員 中村秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳

# 令和2年度(11月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)

大和庁舎(市民サービス課)、三橋庁舎(市民サービス課)

### 3 監査の実施期間

令和2年11月1日から令和2年11月30日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで(令和2年度分)

令和元年10月1日から令和2年5月31日まで(平成31年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)



## 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

矢ヶ部広巳（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《市民部》

### (税務課)

#### 【指摘事項】

##### (支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 令和元年分所得税確定申告受付業務委託に係る支出負担行為書について、起票する時期が遅れている。支出負担行為書は、財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。

##### (契約事務)

ア 下記の契約について、契約締結に係る起案文書が決裁権者により決裁されていない。

- ・ 共通納税 ASP サービス導入業務委託
- ・ 令和元年分所得税確定申告受付業務委託
- ・ 電子申告の達人システム使用

イ 国税連携システム保守業務委託について、予定価格調書の予定価格が誤記されている。

ウ 下記の契約について、財務規則第 4 条に規定する総務部長の合議がない。

- ・ 国税連携・年金特徴・電子申告・共通納税 ASP サービス利用
- ・ 確定申告支援システム保守業務

エ GIS サーバ保守契約について、支払遅延に対する遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。

#### 【注意事項】

ア 契約に係り徴取した見積書に日付の記入のないものがある。

イ 起案文書に決裁日の記入のないものがある。

(市民課)

**【指摘事項】**

(支出事務)

ア 令和2年3月1日に起票された「マイナ・アシスト賃貸借契約」に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

(契約事務)

ア 下記の契約について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議がない。

・DNP マイナンバーカードオンライン申請補助タブレット端末 マイ・アシスト1台

(契約期間 令和2年2月1日～令和3年3月31日)

・DNP マイナンバーカードオンライン申請補助タブレット端末 マイ・アシスト1台

(契約期間 令和2年3月1日～令和5年3月31日)

**【注意事項】**

ア 郵便切手使用簿の残額に記載誤りがある。

イ 契約締結に係る起案文書に契約金額を誤記しているものがある。

ウ 伺兼依頼書に配当残額の記載のないものがある。

エ 未使用分の現金領収書に出納員名を記入し押印している。現金領収書は、納入義務者から現金を収納したときに作成されたい。

オ 無料法律相談業務委託について、見積状況調書の予定価格が予定価格調書の予定価格と相違している。(前年度注意事項)

(生活環境課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 合併処理浄化槽補助金交付申請書について、下記のものが見受けられた。
- ・柳川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 6 条第 14 号に規定する承諾書（様式第 1 号の 4）の添付がない。
  - ・交付申請額の記入がない。
  - ・交付申請額を鉛筆で訂正している。
  - ・決裁権者の押印がない。
- イ 生ごみ処理機器設置事業補助金（変更）交付申請書について、決裁権者の押印のないものがある。

(契約事務)

- ア 下記業務については随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由の記載がない。また、③については随意契約の根拠規定の記載もない。
- ① カラス等の巣の撤去等業務
  - ② 環境活動業務
  - ③ 狂犬病予防法に関する事務

【注意事項】

- ア 公用車運転日誌について、使用時間の記入のないものや使用年月日を誤っているものがある。
- イ 起案文書等に決裁日や施行日の記入のないものがある。
- ウ 令和 2 年度狂犬病予防注射済シールの購入にあたり徴取した見積書の日付が、伺兼依頼書の起案日より前となっている。
- エ スズメバチの巣駆除業務委託について、下記のものがある。
- ・徴取した見積書に日付の記入がない。
  - ・業者への依頼書の日付が、起案文書の起案日より前となっている。
  - ・業者への依頼に係る起案文書の文書分類及び保存年限が誤っている。
- オ カラス等の巣の撤去等業務委託について、下記のものがある。
- ・見積依頼書の日付が、起案文書の決裁日より前となっている。
  - ・業者への依頼に係る起案文書の公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
- カ 令和元年度地下水（井戸水）水質検査業務委託について、受注者から提出された業

務着手届及び業務完了届の業務委託料が誤っている。

キ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。

ク 環境対策活動業務委託について、下記のものがある。

- ・業務完了届の決裁日が鉛筆で記入されている。
- ・業務完了検査調書の決裁日及び施行日が記入されていない。
- ・平成 31 年度（令和元年度）の業務報告に、活動日の記載誤りや年度外の日付の写真等がある。

ケ 合併処理浄化槽補助金交付事務について、下記のものがある。

- ・交付申請書の申請年度や申請日の記入がない。
- ・申請に際し提出された確認書や個人情報の利用に関する同意書等に申請日の記入がない、または申請年を誤っている。
- ・申請書の内容が砂消しゴム等で訂正されている。
- ・交付決定に係る起案文書の宛先欄の相手方氏名を誤っている。
- ・交付額確定に係る起案文書の宛先欄または起案文中の相手方氏名を誤っている。
- ・交付額確定に係る起案文書の施行日と確定通知書の日付が相違している。

コ 生ごみ処理機器設置事業補助金交付に際し、欠格事項確認のため税務課長へ照会しているが、起案文書の施行日と依頼書の日付が相違している。

(廃棄物対策課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 中六拾町中東区線舗装工事の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
- イ 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

(契約事務)

- ア 下記の契約において、予算が不足しているにもかかわらず契約締結を行っている。
- ・大和最終処分場伐採剪定業務委託契約
  - ・1,2号炉内補修工事、2号炉高架煙道補修、2号炉再燃室耐火物補修工事(後期)
- イ 下記の契約は契約金額が200万円以上であるが、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。
- ・両開不燃物中間処理場フォークリフト購入
  - ・工場棟側壁雨漏れ修繕及び高所雨樋修繕
  - ・1,2号炉内補修工事、2号炉高架煙道補修、2号炉再燃室耐火物補修工事(前期・後期)
  - ・ごみ焼却灰運搬委託契約(単価契約)
  - ・ごみ焼却灰のセメント原料化業務委託契約(単価契約)
  - ・ごみ焼却灰運搬・処分契約(単価契約)
  - ・一般廃棄物(処理残さ)運搬・処理委託契約(単価契約)
  - ・金属類及び不燃性粗大ごみの処理委託契約(単価契約)
  - ・一般廃棄物(資源物)の中間処理委託契約
  - ・一般廃棄物(不燃ごみ)収集運搬業務委託契約
  - ・清掃工場夜間運転(二直)管理業務委託契約
- ウ 下記の契約について、施行令第167条の2第1項第1号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。
- ・ごみクレーンバケット吊金具修繕(予定価格 753,500円)
  - ・冷却水クーラー修繕(予定価格 531,850円)
  - ・No.2、No.3ダストコンベア修繕(予定価格 1,111,000円)
  - ・油圧ユニット作動油交換(予定価格 567,160円)
  - ・噴射水加圧ポンプ購入(予定価格 693,000円)
  - ・サンテナー(不燃物回収用カゴ)購入(予定価格 566,500円)

・高反応性消石灰（ゾルバリット）購入（予定価格 510,741 円）

エ 電話機賃貸借契約について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。

#### 【注意事項】

ア 契約締結に係る起案文書について、施行日の記入がないものがある。（前年度注意事項）

イ 伺兼依頼書について、決裁日の記入がないものがある。（前年度注意事項）

ウ 起案文書について、下記のものがある。

- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
- ・公印使用欄に押印者の押印がない。

エ 公用車運転日誌に使用した旨の記入のないものがある。

オ 一般廃棄物（廃プラ）運搬業務委託契約について、単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載がない。決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。

カ 電話機賃貸借契約書に契約保証金を免除する旨の記載があるが、契約保証金を免除する場合は、根拠規定となる条文及びその適用号数まで記載されたい。  
また、契約書の内容の一部市に不利な内容となる不適切な表現がある。

キ 大和干拓最終処分場除草及び整地業務委託契約について、作業に係る単価の根拠が記載されていない。  
また、業務出来高検査調書及び業務出来高調書の設計金額が誤った金額で記載されている。

ク 工場棟側壁雨漏れ修繕及び高所雨樋修繕契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定により随意契約しているが、第 5 号については起案理由と合致していない。随意契約に際しては、契約の内容等から適正な該当号数を記載されたい。

《大和庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、使用年月日を誤っているものがある。

イ 起案文書について、公印使用欄に公印の名称が記入されていないものがある。

ウ 郵便切手使用簿について、記載漏れ等により払出及び受入した順に記入されていないものがある。



《三橋庁舎》

(市民サービス課)

**【指摘事項】**

(収入事務)

ア 令和2年4月1日に締結された九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所との土地建物賃貸借契約に係る賃貸借料の調定決議書は同年6月3日に起票されている。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。

**【注意事項】**

ア ホコリ除去マット賃貸借契約に係り徴取した見積書に、日付及び金額が鉛筆により記入されているものがある。

イ 行政財産使用料等の調定決議書に添付された請求書の日付と、相手方に送付された請求書の日付が相違しているものがある。

### 【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。
  
- イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に努められたい。

柳川市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年1月29日

柳川市監査委員 中村秀樹

# 令和2年度(12月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)、水道課、下水道課

### 3 監査の実施期間

令和2年12月1日から令和2年12月25日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年10月31日まで(令和2年度分)

令和元年11月1日から令和2年5月31日まで(平成31年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

### 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

**第2 監査の結果**

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《建設部》

### (建設課)

#### 【指摘事項】

##### (支出事務)

ア 老朽危険家屋等除却促進事業補助金について、同一人を債権者とした支出負担行為書が補助金交付決定通知書を付して、また補助金交付決定変更通知書を付して重複起票されているものがある。支出負担行為変更書により前者が取り消されているが、支出負担行為書及び支出負担行為変更書の起票については、財務規則第 49 条から第 51 条の規定に基づき適正に行われたい。

##### (契約事務)

ア 下記の物品購入について、予定価格が 3 万円を超えているため見積書を徴取すべきであるが徴取されていない。

また、(2)については契約締結伺書を作成することなく、伺兼依頼書のみで購入している。

- (1) ターピーシート
- (2) 市営吉富団地シリンダー・市営蒲池立石団地シリンダー（令和 2 年 10 月 9 日起案分）

イ 下記道路の照明修繕工事契約について、予定価格の設定が行われていない。

- ・中島谷垣線道路
- ・南ノ前 1 号線道路

ウ 下記の契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由の記載がない。また、(1)については随意契約の根拠規定、(2)については見積業者の選定理由の記載もなく、(3)については見積依頼はされているものの、起案文書は作成されていない。

- (1) 建設用原材料単価契約
- (2) 廃棄物処分業務委託契約
- (3) 中島谷垣線道路照明修繕工事契約
- (4) 南ノ前 1 号線道路照明修繕工事契約

エ 内日焼石林線測量業務委託契約書について、表題を契約書（案）としたまま契約締結している。

オ 道路用地として土地の賃貸借契約を締結しているが、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。

(その他)

ア 簡易専用水道定期検査に係る文書について、收受処理が行われていない。

**【注意事項】**

ア 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・使用時間の記入がない。(前年度注意事項)
- ・使用年月日が誤っている。
- ・使用時間が重複している。
- ・使用の記入がなく取り消された行に、課長の押印がされている。

イ 起案文書等に、決裁日や施行日の記入がないものがある。(前年度注意事項)

ウ 物品購入や原材料購入事務について、下記のものがある。

- ・徴取した見積書に日付の記入がない。(前年度注意事項)
- ・伺兼依頼書の審査・検査欄に決裁者の押印がない。
- ・見積書の日付と、伺兼依頼書又は契約締結伺書の起案日・決裁日との整合性が無い。
- ・見積書を FAX で徴取し、原本を徴取していない。

エ 市町村向け道路橋維持管理システム利用に関する契約書について、契約保証金を免除としているが、免除する場合は根拠規定を適用号数まで記載されたい。

オ 公益社団法人柳川市シルバー人材センターに委託された下記業務について、変更契約の起案文書に、金額変更の原因や理由について記載されていない。

- ・大和枝光線除草業務委託
- ・中島遊歩道除草業務委託
- ・正行中山線除草業務委託

カ 下記の単価契約について、契約締結の起案文書の施行日と契約締結日が相違している。また、(1)については、契約書に「別紙」と記載の単価表が、契約書と一括して綴じられていないものがある。

- (1) 建設用原材料単価契約
- (2) 廃棄物処分業務委託契約

キ 自動車保管場所使用承諾証明手数料の調定決議書について、納入者の氏名や団地の号数が誤っているものがある。

ク 有明海高潮対策促進期成同盟会の会計処理について、収入伝票が作成されていない。

**【要望・意見】**

歳出予算について、多数の流用が行われており、特定の科目への頻繁な流用も見受けられる。当初予算編成後に新たな事業の必要が生じた場合等、やむを得ないと考えられるものもあるが、予算内での事業実施が基本であることを踏まえ、安易に流用に頼ることのないよう、予算編成に当たっては、事業の洗い出しや費用の積算を慎重に行われたい。



(都市計画課)

**【指摘事項】**

(収入事務)

- ア 下記の調定決議書については、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。
- ・公園利用（占有）許可書
  - ・柳川駅前広場使用（占有）許可書

(契約事務)

- ア 防犯カメラリース契約書について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。
- イ 遊歩道防護柵修繕について、契約保証金を免除しているが、契約書において契約事務規則第 29 条の適用号数を誤っている。
- ウ 下記の契約について、見積書が徴取されていない。
- ・柳川駅東部土地区画整理事業施行地内除草等業務委託
  - ・柳川駅東口駅前広場清掃等業務委託
- エ 土地賃貸借契約書について、契約期間満了の翌年度以降の予算の裏付けがないにもかかわらず、自動更新条項が付されている。
- オ 公園遊具保守点検業務委託について、契約書に添付された遊具内訳表が実態と相違している。
- カ 水郷柳河掘割地区プロジェクトマネジメント業務委託について、契約書の特記仕様書第 8 条に記載された「業務実施計画書」及び「技術者経歴書」が提出されていない。

**【注意事項】**

- ア 起工伺に添付された見積依頼書について、見積書の提出期限が未記入のまま決裁されているものがある。
- イ 現金領収書について、表紙に使用期間及び取扱課の記入がなく、また、年度の記入がないものがある。（前年度注意事項）
- ウ 公用車運転日誌について、使用日の記入のないものがある。
- エ 行政財産使用許可申請書について、通年使用であるにもかかわらず提出が遅延し、使用開始日が未記入のまま決裁されているものがある。

オ 伺兼依頼書について、納入者の名称が誤って記載されているものがある。

(国土調査課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 当年度以前から継続許可している道路占用料に係る調定決議書が 8 月 6 日に起票されている。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。

(契約事務)

ア 地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借契約事務について下記の誤りがある。

- ・契約金額が 100 万円以上であるため副市長決裁となるが、課長により決裁されている。
- ・支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。

【注意事項】

ア 公用車の使用について、運転日誌に使用記録を記載していないものがある。

イ 郵便切手使用簿について、払出額の記入を誤っているものがある。

ウ 地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借契約について、契約書第 2 条に規定する業務仕様書の添付がない。また、長期継続契約に係る契約解除条項の条文があるが、当該契約の契約期間は単年度であるため、この条文は削除されたい。

エ 下記の契約締結伺について、契約内容と合致しない規定により契約保証金を免除するよう決裁されている。

- ・柳川市高島・蒲生地内国土（地籍）調査業務委託契約（G・H 工程）
- ・地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借契約

## 《水道課》

### 【指摘事項】

(契約事務)

- ア 矢加部配水場地下タンク機密漏洩検査業務委託契約について、予定価格調書が封入された予定価格表が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され決裁されている。
- イ 公益社団法人柳川市シルバー人材センターと水質検査・矢加部配水場清掃業務・除草等業務について委託契約しているが、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
- ウ 平成 31 年度水道施設管網解析業務の委託契約について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。契約保証金を免除するにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

### 【注意事項】

- ア 公用車運転日誌について、使用時間が重複しているものがある。
- イ 物品購入事務について、下記のものがある。
  - ・平成 31 年度に伺兼依頼書を起案しているが、納品確認欄や納入検査欄、審査・検査欄が監査時点で未処理となっている。
  - ・見積書の日付と、伺兼依頼書又は契約締結伺書の起案日・決裁日との整合性がない。
  - ・契約締結伺書が重複して作成されている。
- ウ 令和元年 12 月 24 日締結の急速空気弁売買契約書について、契約保証金を免除としているが、免除する場合は根拠規定を適用号数まで記載されたい。
- エ 契約の相手方から提出された下記の書類について、職員の私印により訂正された箇所がある。
  - ・矢加部配水場地下タンク機密漏洩検査業務委託 引渡書
  - ・上水道管理システムデータ修正業務委託 工程表及び業務着手届
- オ 矢加部配水場地下タンク機密漏洩検査業務委託に係り徴取した見積書に日付のないものがある。

## ≪下水道課≫

### 【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の契約について、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を随意契約の根拠としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

- ・柳川浄化センター高圧気中開閉器取替修理
- ・柳川浄化センター汚泥処理棟No.1 陸上ポンプ分解修繕
- ・柳川浄化センター汚泥脱水機下ろ布取替修繕

イ 柳川浄化センター高圧気中開閉器取替修理契約について、契約事務規則第29条第7号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。契約保証金を免除するにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

ウ 下記の単価契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約に付する根拠規定の記載がない。

また、決裁を受けることなく契約保証金を免除している。

- ・柳川浄化センター産業廃棄物収集・運搬業務委託
- ・柳川浄化センター産業廃棄物処分業務委託

エ 柳川浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、1者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。

### 【注意事項】

ア 柳川浄化センター汚泥処理棟No.1 陸上ポンプ分解修繕契約に係る見積状況調書について、契約件名を誤って記入している。

イ 契約に係り徴取した見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)

ウ 起案文書に、決裁日や施行日の記入のないものや記入誤りがある。

### 【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

また、契約にあたっては、契約書や仕様書等の内容についても十分に確認を行われたい。

イ 物品の購入等に関する事務について、徴取した見積書に日付の記入がないものや、関係書類の日付が齟齬しているものなどが散見される。再確認や複数人での確認を行うことにより誤りや遺漏を防止するとともに、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

ウ 起案文書や現金領収書、公用車運転日誌等の公文書への記入漏れや記入誤りなど安易なミスが散見される。また、前年度注意した事項について改善されていないものも見受けられる。今年度に限らず、指摘・注意した事項については、職員間で課題として共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向けて取り組まれたい。

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年2月26日

柳川市監査委員 中村秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳

# 令和2年度(1月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)

### 3 監査の実施期間

令和3年1月4日から令和3年1月29日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年11月30日まで(令和2年度分)

令和元年12月1日から令和2年5月31日まで(平成31年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)



## 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## ≪教育部≫

### (学校教育課)

#### 【指摘事項】

##### (収入事務)

- ア 下記の調定決議書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。
- ・令和2年3月31日起票 特別支援教育就学奨励費補助金
  - ・令和2年3月31日起票 理科教育設備整備費等補助金

##### (契約事務)

- ア 新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校支援業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第3号により随意契約されているが、契約事務規則第21条の2に規定された契約の発注見通しが公表されていない。
- イ 令和2年度の下記契約は、契約金額又は単価契約による年間予定総額が200万円以上であるが、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。
- また、(3)については市長決裁とすべきであるが教育長により決裁されている。
- (1) 学校心臓検診委託契約
  - (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校支援業務委託契約
  - (3) 小中学校学力アップ支援事業非常勤講師業務委託契約 (4/27起案・中学校分)
  - (4) 学力分析調査委託契約 (前年度指摘事項)
  - (5) 小学校植木剪定及び消毒業務委託契約
  - (6) 小学校使用教科書・指導書・教材の購入に係る物品売買契約
- ウ 令和2年度小・中学校機械警備業務委託契約書について、条文中第8条、第10条、第16条において参照する条文を誤っている。
- また、契約書に綴られている覚書及び大和中学校体育館特別警備実施要領について、契約の当事者双方で記名押印されているものの日付の記入がない。
- エ 令和元年12月4日に起案された硬筆競書会賞状印刷の契約締結伺書について、契約及び検査員の任命並びに検査に係る決裁欄に決裁権者の押印がない。
- オ 下記の契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
- ・令和2年度白秋献詩表彰状筆耕契約
  - ・令和2年度柳川市立小学校の遊具の点検業務委託契約
- カ 令和2年度白秋献詩入賞者賞品購入について、予定価格の設定権者は部長となるが、課長により設定されている。

キ 藤吉小学校牛乳保冷库修繕契約について、予定価格の設定が行われていない。

(その他)

ア 生涯学習課市民文化会館係において購入された教育委員会印について、公印台帳に登録されていない。

#### 【注意事項】

ア 下記の契約について、契約期間は単年度になっているものの契約解除条項が付記されているため、契約解除条項は削除されたい。(前年度注意事項)

- ・複写機賃貸借契約 (大和中学校)
- ・複写機賃貸借契約 (城内・東宮永・両開小学校)

イ 令和2年度教職員健康診断実施に係る胸部検診、胃部検診業務委託契約について、見積状況調書及び事業者決定の起案文書に、予定価格調書とは異なる予定価格を記載している。

また、見積状況調書の契約金額欄に消費税10%ではなく8%で計算した金額を記載している。

ウ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。(前年度注意事項)

エ 小中学校学力アップ支援事業非常勤講師業務委託契約については、契約書に保証金を「免除」と記載されているが、契約保証金を免除する場合は、起案文書及び契約書に根拠規定を記載されたい。

オ 令和2年度柳川市立小中学校の貯水槽清掃管理業務委託契約(中学校分)に係る見積状況調書について、2位と3位の業者名が逆に記載されている。

カ 令和2年度柳川市立小中学校のプール循環装置保守点検業務委託契約(中学校分)に係る見積状況調書について、見積徴取年月日が令和元年の日付となっている。

キ 令和2年度柳川市立小学校の遊具の点検業務委託契約に係る見積状況調書について、見積決定者欄及び決定理由欄の業者名が誤っている。

ク 令和2年度の柳川市立小・中学校のオーゾメーター検査について、請書を徴取しているが、契約締結に係る文書が起案されていない。

ケ 旅行命令書に下記のものがある。

- ・車賃を支払えないものについて、旅費欄に車賃が記載されている。
- ・自家用車使用での旅行について、特別承認事項欄が公用車使用と誤っている。

コ 起案文書に下記のものがある。(前年度注意事項)

- ・起案日や決裁日、施行日の記入がない。
- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。

サ 学校教育研究指定事業補助金について、東宮永小学校の令和 2 年度交付申請書の補助事業完了予定日が誤っている。

また、同補助金の平成 31 年度実績報告書について、下記のものがある。

- ・領収証に宛先の記入がない。(東宮永小学校)
- ・請求書に日付の記入がない。(垂見小学校)
- ・領収証に但書の記入がない。( 同上 )
- ・領収証の写しがない。(蒲池中学校)

#### 【要望・意見】

事務処理全般として、合議の漏れをはじめ、決裁区分の誤りや予定価格等の記載がなく決裁区分の適否が確認できないもの、前年度あるいは過去に注意した事項について安易に前例踏襲し、改善されず繰り返されているものが散見される。

監査で指摘・注意した事項については、職員間で積極的に課題として共有し、チェック機能を最大限に活用しながら実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向けて取り組まれない。

(柳川学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(支出事務)

ア 予算残額がないにもかかわらず修繕契約をし、完了後に流用により予算措置しているものがある。

(契約事務)

ア 炊飯室及び仕分け室自動ドア修理契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金について記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

イ 調理場用冷蔵庫の購入に係る伺兼依頼書及び契約締結伺書について、決裁権者の決裁を受けていない。

ウ 令和2年度学校給食配送等派遣業務委託契約について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議がない。

**【注意事項】**

ア 見積書の徴取前に契約締結伺書を起案しているものがある。

(大和学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア 排水施設等維持管理業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約し、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、いずれも契約内容が同規定と合致していない。  
また、見積書が提出期限までに提出されていない。

イ 下記の契約について、予定価格調書の予定価格が誤記されている。

- ・空調設備保守点検業務委託
- ・ボイラー地下タンク点検業務委託

ウ 下記の契約について、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議がない。

また、(2) については契約締結に係る起案文書が決裁権者により決裁されていない。

- (1) 令和 2 年度学校給食配送等業務委託契約
- (2) 令和 2 年度空調設備保守点検業務委託契約

エ 令和 2 年度 LP ガス納入業務契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、仕様書の内容から予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

オ 物品購入に係る契約締結伺書の検査欄について、決裁権者により決裁されていないものがある。

**【注意事項】**

ア 令和 2 年度機械警備業務請負契約書について、長期継続契約に係る契約解除条項の条文があるが、当該契約の期間は単年度であるため、この条文は削除されたい。

イ 下記の契約について、契約保証金を免除しているが、起案文書と契約書とで免除とする根拠規定が相違している。

- ・令和 2 年度消防用設備等点検契約
- ・令和 2 年度ボイラー地下タンク点検業務委託契約
- ・令和 2 年度 LP ガス納入業務契約

ウ 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を根拠に随意契約しているが、同規定を適用する理由の記載がない。

- ・令和 2 年度大和学校給食共同調理場蒸気ボイラー保守点検業務委託
- ・令和 2 年度大和学校給食共同調理場消毒業務委託

- エ 契約に係り徴取した見積書に押印のないものがある。
- オ 令和2年度排水処理施設の膜ユニット維持管理契約について、契約締結に係る起案文書に契約金額が誤記されている。
- カ 令和2年度冷温水機ばい煙測定業務委託に係る見積結果表に、見積金額が誤記されているものがある。
- キ 令和2年度LPガス納入業務について、契約締結に係る起案文書に契約相手を誤記している。

(三橋学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

- ・ 物品購入（給食用食器）
- ・ 物品購入（食缶）

イ 令和 2 年度学校給食配送等業務委託契約について、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議がない。

(その他)

ア 柳川市三橋学校給食共同調理場運営委員会から提出された学校給食事業補助金に係る実績報告書について、受付処理及び供覧が行われていない。

**【注意事項】**

ア 徴取した見積書に押印のないものがある。

イ 予定価格が 10 万円を超える学校給食残さい処理業務委託について、1 者見積により契約相手を決定しているが、契約締結に係る起案文書に根拠規定の記載がない。



(人権・同和教育推進室)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 旅行命令書の旅行期日を誤記しているものがある。

イ 柳川市人権・同和教育研究協議会会計において、第59回福岡県人権・同和教育研究大会（令和2年10月17日開催）の参加費及び旅費は、大会終了後速やかに精算されたい。

(図書館)

【指摘事項】

(財産管理)

ア 図書館駐車場の取り扱いについて、下記のものがある。

- (1) 福岡県信用漁業協同組合連合会と賃貸借契約を締結している第 2 駐車場を、誤って行政財産として取り扱っている。
- (2) 福岡県立伝習館高校から令和 2 年 3 月 1 日に使用する旨の行政財産使用許可申請書が提出されているにもかかわらず、財務規則第 121 条第 3 項に規定する行政財産使用許可決議書及び行政財産使用許可証交付の事務処理が行われていない。
- (3) 第 3 駐車場は行政財産として取り扱うべきであるが、下記については財務規則第 121 条第 2 項に規定する行政財産使用許可申請書ではなく「柳川市立図書館会議室等利用許可申請書」が提出されている。また、同条第 3 項に規定する事務処理も行われていない。

利用日時	団体名	利用目的
令和 2 年 2 月 8 日	しろうちミニバスケットクラブ	ミニバスケットの試合 (大和カップ)
令和 2 年 2 月 16 日	柳川商工会議所青年部	研修会

【注意事項】

ア 物品購入事務に下記のものがある。

- ・ 伺兼依頼書及び契約締結伺書が重複して作成されている。
- ・ 伺兼依頼書の決定金額欄に契約金額と相違する金額が記入されている。

イ 起案文書の公印使用欄に取扱責任者や押印者の押印がないものがある。

ウ 現金領収書に下記のものがある。

- ・ 年度が漏れている。
- ・ 年度を誤っている。(前年度注意事項)

エ 柳川市立図書館条例施行規則第 28 条第 1 項に規定されている減免理由において、該当号数に誤っているものがある。

オ 利用者貸出・館内閲覧用図書の購入事務において、検査員任命伺に決裁日の記入のないものがある。

**【全般的共通注意事項】**

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理にあたっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

# 令和2年度(1月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

小学校(東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、二ッ河小学校、中山小学校)、中学校(蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校)

### 3 監査の実施期間

令和3年1月4日から令和3年1月29日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年11月30日まで(令和2年度分)

令和元年12月1日から令和2年5月31日まで(平成31年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各小中学校

### 6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資

料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名  
中村 秀樹（識見監査委員）  
矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《小学校》

(東宮永小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 物品購入について、納品が完了していないにもかかわらず検査欄が決裁されているものがある。

(矢留小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

特にない。

(両開小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 物品購入について、購入後に伺兼依頼書を起案しているものがある。

(蒲池小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 物品購入について、購入後に伺兼依頼書を起案しているものがある。

(有明小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 物品購入事務に下記のものがある。  
・伺兼依頼書を重複して起案している。

- ・ 予定価格が配当残額を超えている。

(六合小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 物品購入事務について、納品が完了していないにもかかわらず伺兼依頼書に納品確認印が押され、検査欄が決裁されているものがある。

(豊原小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 3万円を超える物品の購入について、契約締結伺書はあるが伺兼依頼書がないものがある。

(藤吉小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 物品購入事務について、伺兼依頼書を重複して起案しているものがある。

イ 机、椅子に財務規則第138条に規定する標識の貼付がない。

(二ツ河小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 物品購入事務について、納品が完了していないにもかかわらず検査欄が決裁されているものがある。

(中山小学校)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア 契約金額が 30 万円を超える感染症対策の備品購入について、3 者見積により相手方を決定しているものの、契約書が作成されていない。契約書は、契約事務規則第 25 条に規定されている期間内に作成されたい。

イ 物品購入事務について、予算不足により流用しているが、予算流用申請書を起案する前に伺兼依頼書を起案し決裁されているものがある。

**【注意事項】**

特にない。

《中学校》

(蒲池中学校)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア 物品購入事務について、契約締結伺書の検査員欄が決裁されていないものがある。

**【注意事項】**

特にない。

(柳南中学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

特にない。

(大和中学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア 物品購入事務に下記のものがある。

- ・ 予定価格が、見積状況調書と伺兼依頼書とで相違している。
- ・ 見積徴取した業者名の一部について、伺兼依頼書及び見積状況調書に記載されていない。



**【全般的共通注意事項】**

ア 物品の購入等に関する事務について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れ、伺兼依頼書起案から見積書徴取・契約締結伺書起案までの処理において日付に整合性のないもの、徴取した見積書に日付の記入のないものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

柳川市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年3月31日

柳川市監査委員 中村秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳

# 令和2年度(2月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

### 3 監査の実施期間

令和3年2月1日から令和3年2月26日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日まで(令和2年度分)

令和2年1月1日から令和2年5月31日まで(平成31年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

### 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《保健福祉部》

### (福祉課)

#### 【指摘事項】

##### (契約事務)

ア 介護用品給付事業業務委託に係る承諾書について、承諾書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。

イ 避難行動要支援者台帳管理システムに係る契約書について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。

ウ 柳川市食の自立支援事業業務委託について、令和2年4月30日付で福岡県南筑後保健福祉環境事務所長より営業許可を受けている業者との契約について、契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。

エ 介護予防事業業務委託契約について、契約事務規則第29条第3号を適用し契約保証金を免除しているにもかかわらず、契約の保証について別途不要な文言が記載されている。

また、予定価格の設定に当たり、決裁権者が記入することとなる予定価格欄及び入札書比較価格欄に予め金額の朱書きされた予定価格調書が使用されている。

##### (その他)

ア すみよか住宅改造助成事業の決定通知書及び確定通知書に係る公印の使用について、承認を受けないまま公印を使用している。また、公印規則の使用区分と相違する公印が使用されている。

#### 【注意事項】

ア 起案文書について下記のものがある。(前年度注意事項)

- ・施行日の記入がない。
- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
- ・公印の取扱責任者及び公印押印者の押印がない。

イ 物品購入事務について下記のものがある。

- ・伺兼依頼書の決裁日を誤記している。
- ・伺兼依頼書及び契約締結伺書の納期限と、請書の納期限が相違している。
- ・納品日と納品書の日付が相違している。

ウ 地域福祉支援システム保守契約について、契約書及び契約書に添付された個人情報に関する誓約書に日付の記入がない。

エ 地域デイサービス事業補助金の実績報告書に添付された収支決算書について、鉛筆で記入されたものがある。

オ 地域介護・福祉空間整備等補助金について、補助事業実績調査報告書の補助金等交付額欄に事業名を記載している。

(生活支援課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 国庫負担金超過交付分返還金に係る支出負担行為書について、起票する時期が遅れている。支出負担行為書は、財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。

(契約事務)

ア 下記については、いずれも 200 万円以上の契約であるが、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。

- ・生活保護受給者就労支援事業業務委託契約
- ・生活困窮者自立相談支援事業等委託契約
- ・生活困窮者就労準備支援事業等委託契約

【注意事項】

ア 生活保護システム改修業務委託契約の締結に係り徴取された見積書に、日付の記入がない。

イ 起案文書に、決裁日及び施行日の記入のないものがある。(前年度注意事項)

ウ 生活保護受給者就労支援事業業務委託契約について、見積状況調書の落札金額欄に、契約金額と相違する金額が記載されている。

エ 下記について、契約締結に係る起案を重複して作成している。

また、(1)については、随意契約の適用号数を誤って記載している。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業等委託契約
- (2) 生活困窮者就労準備支援事業等委託契約

(子育て支援課)

**【指摘事項】**

(契約事務)

- ア 令和2年度柳川市学童保育所運営（放課後児童支援員研修分）委託契約について、契約締結に係る起案文書は令和2年8月14日に決裁されているが、契約日は同年9月4日となっている。契約書は、契約事務規則第25条に規定する日までに作成されたい。
- イ 下記の物品売買契約について、契約事務規則第29条第1項第6号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。
- ・市内放課後児童クラブ（学童保育所）空気清浄機（柳城地区）他2件
  - ・市内放課後児童クラブ（学童保育所）スクリーン

**【注意事項】**

- ア 令和2年度柳川市学童保育所運営（放課後児童支援員研修分）委託契約書について、年度の記載を誤っている。



(健康づくり課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 令和2年8月17日起票の国民健康保険特別会計一般分第三者納付金の調定決議書について、会計管理者へ通知されていない。(前年度指摘事項)
- イ 令和2年4月15日に締結された久留米大学との地域生活支援実習委託契約に係る調定決議書が同年8月18日に起票されている。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。

(契約事務)

- ア 下記について、200万円以上の物品購入であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。
- ・布マスクの購入にかかる物品売買契約
  - ・陰圧式エアータントの購入にかかる物品売買契約
- イ 国民健康保険税納付書等の印刷製本請負契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。また、納入期限が誤記されている。
- ウ 集団検診業務委託契約書について、契約書として一括して綴じておくべき別表「委託料一覧表」が綴じられていない。

(その他)

- ア 重度障害者医療分の県返還金が不足するとして令和2年3月27日に起票された予算流用申請書について、総務部長の押印がない。

【注意事項】

- ア 起案文書の公印使用欄に、公印の名称が記入されていないものがある。
- イ 物品購入に係る伺兼依頼書及び契約締結伺書について、下記のものがある。
- ・配当残額の記入がない、または配当残額を誤っている。
  - ・利用用途欄の記入がない。
  - ・随意契約の該当号数の記入がない。
  - ・別紙見積徴取予定者一覧表の添付がない。
- ウ 高額療養費事務に使用する封筒の印刷について、契約締結伺書の検査員任命欄が決裁されていない。

エ 乳幼児健診で使用するワイヤレスアンプ等の購入について、見積状況調書が作成されていない。

オ 令和2年3月のアルペット手指消毒用の購入に係り徴取した見積書は、FAXによるもののみで原本の徴取はなく、また日付が伺兼依頼書の起案日より前となっている。

カ 契約等に係り徴取した見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)

キ 柳川市国民健康保険健康づくり補助事業の実績報告書に添付された領収証に宛名の記載のないものがある。

#### (総合保健福祉センター)

##### 【指摘事項】

(契約事務)

ア 柳川温泉「南風」で使用するボディソープ・シャンプー・コンディショナーの購入について、予定価格が10万円を超える場合は部長決裁となるが、伺兼依頼書及び契約締結伺書が課長により決裁されている。

##### 【注意事項】

ア 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・契約締結伺書の予算年度が誤っている。
- ・見積書に日付の記入がない。
- ・見積書の日付が契約締結伺書の決裁日より遅い。

イ 柳川総合保健福祉センター正面玄関内側及び柳川温泉「南風」出入口自動ドア更新工事の監督員が、起工伺と完成検査調書で相違している。監督員の変更については、柳川市建設工事監督要綱第2条の規定により取り扱われたい。

ウ ボランティアセンター用コピー機のリース解約に伴い、保守及び消耗品等の供給を行う業者から提出された書面に日付の記入がない。

エ 三橋総合保健福祉センター真空ヒーター洗缶整備作業に係る完成検査調書に、検査員である課長の押印がない。

(人権・同和対策室)

**【指摘事項】**

(収入事務)

- ア 下記に係る調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。
- ・令和元年度福岡県人権・同和問題啓発事業費補助金
  - ・令和 2 年度社会教育集会所周辺電柱占用料

(支出事務)

- ア 柳河団地建替え事業に伴う仮住居物件賃貸料に係る支出負担行為変更書について、起票する時期が遅れている。支出負担行為書は財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。
- イ 部落開放同盟筑後地区協議会補助金（3 支部）について、交付決定通知書を相手方に渡すことなく市に保管している。

(契約事務)

- ア 市有地除草等業務、市営住宅清掃等業務委託について、柳川市シルバー人材センターと契約締結しているが、起案文書に契約相手の決定理由等について記載がない。

(財産管理)

- ア 廃棄処分した備品について、財務規則第 140 条に規定する物品不用通知がされていない。
- イ 社会教育集会所周辺電柱使用について、財務規則第 121 条に規定する使用許可申請及び使用許可証の交付の手続きをしていない。

**【注意事項】**

- ア 起案文書に、起案日及び決裁日の記入を誤っているものがある。

**【全般的共通注意事項】**

ア 公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に取り組まれない。

柳川市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年4月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

# 令和2年度(3月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)、  
農業委員会

### 3 監査の実施期間

令和3年3月1日から令和3年3月30日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年1月31日まで(令和2年度分)

令和2年2月1日から令和2年5月31日まで(平成31年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

## 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《産業経済部》

(農政課)

### 【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員の旅行について下記のものがある。

- ・令和2年2月20日の福岡市への旅行は、旅費の算定を誤って支払っている。
- ・令和2年2月14日の岡垣町への旅行は、自家用車使用に係る車賃が支払われていない。
- ・令和2年10月3日の矢部村への旅行は、命令権者の命令を受けていない。

(前年度指摘事項)

イ 令和元年度柳川市水稻麦種子更新対策事業費補助金の交付決定について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。(前年度指摘事項)

(契約事務)

ア 令和2年度ふれあい農園入園契約書について下記のものがある。

- ・契約期間を誤っている。
- ・契約者名が鉛筆により記入されている。
- ・契約事務規則第25条に規定する日までに作成されていない。

イ 令和2年度ふれあい農園除草作業等業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。

ウ 令和2年度農地中間管理事業業務委託契約について、決裁権者により決裁されていない。また財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。

エ 家畜用防疫薬品の単価契約に係る予定価格について、設定権者でないものにより設定されているものがある。

### 【注意事項】

ア 起案文書に下記のものがある。

- ・保存区分を誤っている。
- ・決裁日や施行日の記入がない。(前年度注意事項)

イ 伺兼依頼書に予算配当残額の記入のないものがある。

ウ 旅行命令書について、復命欄への記入のないものがある。

エ 現金領収書に日付や番号の記入のないものがある。



オ 市に事務局を置く財政援助団体等について下記のものがある。

- ・旅費の算定を誤って支払っている。
- ・起案文書や伝票に決裁印の押印がない。(前年度注意事項)
- ・支出伝票に領収書の添付がない。
- ・支出伝票の支払金額が誤っている
- ・収入伝票の収入金額が誤っている。
- ・旅行命令書に命令印の押印がない。
- ・契約に係り徴取した見積書に押印がない。

(水路課)

**【指摘事項】**

(収入事務)

ア 行政財産の使用料について、使用期間を日数で計算しているが、使用料は柳川市行政財産使用料条例第3条に基づき算定されたい。

(支出事務)

ア 下記工事の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

- ・平成31年度 溝尻地内水路整備工事
- ・平成31年度 四十丁地内水路整備工事
- ・令和2年度 吉原地内水路災害復旧工事に伴う付帯工事

イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。  
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

**【注意事項】**

ア 公用車運転日誌について下記のものがある。

- ・使用時間や使用目的の記入がない。
- ・使用年月日が誤っている、又は使用時間が重複している。

イ 現金領収書に年度の記入のないものがある。

ウ 令和2年度大和干拓第3排水機場水位計調査点検業務委託に係る見積書に日付の記入がない。

エ 令和2年度西新排水機場ポンプ保守点検業務報告書について、点検日等の日付の記入がない。

オ 吉開地内農地耕作条件改善水路整備工事については、起工変更伺が起案され契約金額が増額されているが、変更理由が増額する理由に合致していない。

カ 有明海東部地区農地海岸事業推進協議会会計について、職員の旅費に係る支出命令に領収証の添付がないが、徴した領収証は当該伝票に添付しておかれたい。

(水産振興課)

**【指摘事項】**

(その他)

ア 修繕料が不足するとして令和2年3月10日に起票された予算流用申請書について、  
決裁権者の決裁を受けていない。

**【注意事項】**

ア 起案文書に下記のものがある。(前年度注意事項)

- ・公印押印者の押印がない。
- ・決裁日や施行日の記入がない。

イ 物品購入事務について下記のものがある。

- ・伺兼依頼書の決裁日を誤記している。
- ・納品前に契約締結伺書の検査欄を決裁し、検査確認欄にも押印されている。

ウ 自家用電気工作物の保安管理業務委託について、月次点検の報告書を年次点検報告書と誤記されたものを受領している。

エ 漂流ごみ(流木)処分業務委託に係る見積状況調書について、見積徴取年月日を誤記している。

(商工・ブランド振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 令和2年7月9日に起票された中小事業者へのがんばる飲食店等家賃応援金(7月15日支払)の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
- イ 令和2年7月7日に交付決定された柳川市販路拡大支援事業補助金2件について、商談会等の完了後に実績報告書が提出されていない。また、そのことにより、当該補助金交付要綱第11条に規定する補助金確定通知書による交付決定者への通知が行われていない。
- ウ 柳川市ががんばる飲食店等家賃応援金申請書について、当該応援金給付実施要綱第5条に規定している「店舗等の賃貸借契約書の写し」に代わるものとして、要綱に定めのない様式を添付しているものがある。

(その他)

- ア がんばる応援金事業に係る会計年度任用職員の費用弁償不足のため、令和2年8月3日に起票された予算流用申請書について、財政課長の審査が行われていない。

【注意事項】

- ア 起案文書について下記のものがある。
- ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。(前年度注意事項)
  - ・公印押印者の押印がない。
- イ 令和2年2月に購入したスティックのりの請求書について、宛先が柳川ブランド推進協議会と誤っている。請求書を受領した際は、内容の確認を十分に行われたい。
- ウ 3万円を超える物品の購入について、見積書を徴取していながら、伺兼依頼書の見積徴取依頼の有無を「無」としているものがある。また、徴取した見積書は伺兼依頼書に添付しておかれたい。
- エ 令和2年5月1日に起票された中小事業者へのがんばる応援金の支出負担行為書について、支払先を「別紙のとおり」とされているが別紙の添付がない。
- オ 中小事業者へのがんばる応援金について、決裁を受けた様式ではない通知書で通知しているものがある。
- カ 備品について、財務規則第138条に規定する標識が付されていないものがある。

(観光課)

**【指摘事項】**

(契約事務)

- ア 下記については、いずれも 200 万円以上の契約であるが、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。
- ・柳川むつごろうランドにぎわい創出事業委託契約
  - ・「飲食店支援情報サイト作成・運営事業」業務委託契約
- イ 観光案内所指定管理について、協定書に規定された事業報告書が提出されていない。
- ウ 下記について、契約書第 9 条に規定された業務の成果に関する報告書が提出されていない。
- ・観光案内ガイド実践及び研修業務
  - ・柳川フィルムコミッション事業
  - ・城堀環境整備業務（観光協会）
  - ・城堀環境整備業務（沖端商店会）
- エ むつごろうランド農道整備工事について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、契約内容が同規定と合致していない。
- オ 公表が必要な随意契約による建設工事について公表されていない。

**【注意事項】**

- ア 起案文書に下記のものがある。
- ・施行日の記入がない。（前年度注意事項）
  - ・公印押印者の押印がない。（前年度注意事項）
  - ・公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
  - ・公印の取扱責任者の押印がない。
- イ むつごろうランドキャンプ用品売買契約に係る請書について、納入期限が見え消しで訂正されているが、訂正印がない。
- ウ 下記の補助金について、補助事業実績調査報告書は市長決裁となるが課長により決裁されている。
- ・柳川市観光協会補助金
  - ・第 67 回白秋祭水上パレード
  - ・地域版DMOによる潜在力強化事業補助

- エ むつごろうランド植木剪定・除草業務委託について、契約書に添付された業務管理費算出表に剪定時間が記載されていない。
- オ かんぼの宿柳川温泉メーター取替修繕委託契約について、契約締結に係る起案文書の件名が誤記されている。
- カ 柳川市多言語による観光まちあるき強化事業業務委託契約書の契約保証金欄に「契約保証金の納付を免除する。」と記載があるが、契約保証金を免除する場合は、根拠規定を適用号数まで記載されたい。
- キ 水郷柳川ゆるり旅公式ガイドブック製作・HP更新・動画制作業務委託に下記のものがある。
- ・企画提案及び見積書の提出に係る依頼文書を、決裁前の日付で送付している。
  - ・予定価格表が封緘されていない。
  - ・提出された企画書及び見積書の原本について業者名を削除している。
- ク 現金領収書について、未使用分に出納員の印鑑を押印している。

《農業委員会》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 特例事業等業務委託契約について、契約書前文に記載すべき「乙」の氏名の記載がない。

【注意事項】

ア 令和元年度農地保有合理化事業等業務委託費の領収書について、起案文書により決裁を受けているが、決裁日より前の日付で公印を使用し作成されている。

イ 現金領収書に、年度や番号の記入のないものがある。

ウ 伺兼依頼書に下記のものがある。

- ・ 予算配当残額の記入がない。
- ・ 随意契約に付する根拠規程の該当号数の記入がない。

エ 令和2年度に購入された備品について、財務規則第138条に規定する標識が付されていない。

オ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。

**【全般的共通注意事項】**

ア 文書についての決裁漏れや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に取り組まれない。

イ 産業経済部においては財政援助団体の事務局が多数存在しているが、その会計処理及び事務処理については様々な問題が見受けられることから、市の事務同様適正な取り扱いを行われたい。



柳川市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年5月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

# 令和2年度(4月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

議会事務局、消防本部、教育部生涯学習課、監査委員事務局

### 3 監査の実施期間

令和3年4月1日から令和3年4月30日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年2月28日(令和2年度分)

令和2年3月1日から令和2年5月31日(平成31年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

### 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証

拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名  
中村 秀樹（識見監査委員）  
矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《議会事務局》

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

特にない。

## 《消防本部》

### 【指摘事項】

#### (支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。  
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度命令権者の命令を受けられたい。

イ 宿泊を伴う旅行について、課長により命令を受けて旅行しているものがある。宿泊を伴う旅行については、柳川市消防本部事務決裁規程に基づき、消防長より命令を受けられたい。

#### (契約事務)

ア 下記については、伺兼依頼書により起案されているが、予定価格が80万円を超えているため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱第8条の規定に基づき、起案文書により決裁権者の決裁を受けられたい。

また②については、①の見積額により価格を決定し、見積書を徴取していない。

① 医薬材料消耗品一式（令和3年1月29日起案）

② 医薬材料消耗品一式（令和3年2月26日起案）

イ 下記について、契約金額が200万円を超えているが、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。

- ・消防本部庁舎給水加圧装置修繕工事
- ・消防緊急通信指令システム保守業務

ウ 下記について、伺兼依頼書及び契約締結伺書の起案により物品売買単価契約を締結している。伺兼依頼書は令和2年3月16日付で起案されているが、支出負担行為の手続きとなるため、会計年度開始前にこれを行うことはできない。

当該伺書に係る購入の実態もないことから、このような場合にあっては、起案文書により決裁を受けられたい。

また、契約書の作成について、契約事務規則第25条の規定に則っていない。

- ・令和2年度物品売買単価契約

（活動服一式、甲種制服一式、アポロキャップ、編上安全靴）

エ 消防ポンプ自動車の入札に係る仕様書のうち、積載品及び付属品の一つである防火服については、同一品を別途単価契約しているが、当該入札に係る予定価格の設定において、防火服の単価は、既に契約された単価を超えている。

予定価格の設定については、市にとって不利になることのないよう慎重に行われたい。

オ 救助ボート収納ボックス購入に係る請書について、履行期限に誤りがある。

カ 消防用設備保守点検業務委託契約について、契約書第 2 条に規定する別表が綴られていない。

**【注意事項】**

ア 消防本部車両 1 台艀装解除に係る見積状況調書について、入札金額を誤記している。

イ 契約に係り徴取した見積書に日付の記入のないものがある。

ウ 伺兼依頼書に下記のものがある。

- ・ 予算配当残額の記入がない。
- ・ 予定価格の記入がない。

エ 公用車運転日誌に課長の押印のないものがある。(前年度注意事項)

オ 旅行命令書の復命欄に記入のないものがある。

## 《教育部》

(生涯学習課)

### 【指摘事項】

(収入事務)

- ア 生涯学習課が所管する施設の使用料について、下記のものがある。
- ・減免すべきでないものを減免している。
  - ・使用料の 5 割の額である冷暖房料を、部分的な使用であるとして少なく徴収している。
  - ・条例に規定のない方法により算定し、料金を徴収している。

(支出事務)

- ア 市民文化会館建設に伴う電波障害対策工事（北エリア）について、令和元年 9 月 30 日付で契約締結しているにもかかわらず、支出負担行為書を令和 2 年 4 月 1 日に令和 2 年度の現年度予算で起票している。支出負担行為書は法第 232 条の 3 及び財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。

- イ 柳川市民文化会館電気設備付帯工事に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

- ウ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。（前年度指摘事項）

(契約事務)

- ア 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。

- ・埋蔵文化財発掘調査に伴う空中写真撮影業務委託契約
- ・史跡案内板修繕契約（市内 2 ヲ所）

- イ 予定価格が 3 万円を超えているものは見積書の徴取を省略することはできないが、見積書が徴取されていないものがある。

- ウ 市民文化会館記念式典看板製作業務委託契約について、予定価格表が未開封のまま契約締結に係る起案文書が起案され決裁されている。

- エ 下記について、1 者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。

- ・ありがとう市民会館作品制作業務

- ・ありがとう市民会館作品額装業務
- ・柳川市体育施設警備業務

オ 下記の契約は契約金額が 200 万円以上であるが、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。

- ・ B & G 体育館管理業務委託契約
- ・ 雲龍の郷管理業務委託契約
- ・ 市民文化会館舞台オペレーター業務委託契約
- ・ 市民文化会館整備総合支援業務委託契約

カ 柳川市民文化会館カラー複合機賃貸借契約について、下記の誤りがある。

- ・ 長期継続契約であるにもかかわらず、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。
- ・ 起案文書において、契約保証金免除の根拠規定の適用号数を誤記している。
- ・ 契約締結に係る起案文書は令和 2 年 11 月 11 日に決裁されているが、契約日は同月 30 日となっており、契約書が契約事務規則第 25 条に規定する日までに作成されていない。

キ 下記について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。契約保証金を免除するにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

- ・ 市民文化会館開館準備支援業務委託契約
- ・ 市民文化会館舞台オペレーター業務委託契約

ク 市民文化会館備品購入に係る契約について下記のものがある。

- ・ 契約書に、契約保証金を免除する旨の根拠規定を「契約事務規則」とすべきところ「財務規則」と誤記している。
- ・ 支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。
- ・ 随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約に付する根拠規定の記載がない。

ケ 雲龍の郷相撲ドーム土俵整備業務について、契約締結前に請求書を受領している。

コ 柳川市史有償頒布業務委託について、契約書第 2 条の委託期間が誤っているものがある。また、当該契約書は契約締結日の記入がない。

サ 参考史料（永江家文書）の売買契約について、契約事務規則第 29 条第 8 号を根拠に契約保証金を免除しているが、契約内容が同規定に合致していない。



シ 市史編さん係のコピー複合機パフォーマンス契約について、契約書前文に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。

ス 予定価格が3万円を超える物品の購入について、契約締結伺書が作成されていないものがある。

セ コミュニティ施設費において、一括発注が可能と思われる物品（パソコン・加湿空気清浄機）を入札に付すべきであるが、故意に分割発注し随意契約している。

#### 【注意事項】

ア 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区及び予算額内の契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。

イ 現金領収書に下記のものがある。

- ・未使用分に出納員の記名や押印がある。（前年度注意事項）
- ・年度や連続番号の記入がない。（前年度注意事項）
- ・年度を誤っている。
- ・領収日を誤っている。
- ・氏名の記入がない。

ウ 旅行命令書の復命欄に記入のないものがある。（前年度注意事項）

エ 公用車運転日誌に下記のものがある。

- ・使用者氏名、使用目的、使用区間を記載していない。
- ・使用時間の記入がない。（前年度注意事項）

オ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。（前年度注意事項）

カ 物品購入事務について下記のものがある。

- ・見積書徴取欄に記入がない。（前年度注意事項）
- ・決裁日の記入がない。（前年度注意事項）
- ・予算配当残額の記入がない。（前年度注意事項）
- ・伺兼依頼書の予定価格を誤記している。
- ・伺兼依頼書の年度の記入を誤っている。
- ・検査日の記入がない。
- ・契約締結伺書と請書とで納期限が相違している。
- ・物品購入利用用途等の欄の記入がない。

キ 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書につい

て、下記のものがある。

- ・市側で記入すべき減免区分や使用料について、記入漏れや記入誤りがある。(前年度注意事項)
- ・減免号数を誤っている。(前年度注意事項)

ク 契約にあたり徴取した見積書に日付の記載のないものがある。(前年度注意事項)

ケ 閉鎖期間中のふれあい自然の家について、基本料金のみ請求であるはずが使用者の蛇口の閉め忘れにより前年同時期の約 57 倍多くの水道料が発生している。

コ 市に事務局を置く財政援助団体について、消耗品購入に係る支出命令書に購入店のポイントが付与されたことが確認できるレシートが添付されているものがあるが、ポイント相当分の金額を控除するなどの措置はされていないため、私的に利益を得たこととなり不適切である。

サ 三橋生涯学習センター及び垂見コミュニティセンターの機械警備について、契約書に記載すべき担当責任者の箇所が空欄になっている。

#### 【要望・意見】

ア 随意契約を行うにあたって、合理的な理由もなく契約を分割発注しているものがあり、客観的に見れば故意に競争型の契約手続を避けんがための極めて問題のある行為で、期待できたであろう本来のコスト削減も逸失させ、不適切な事務処理を行っているものと判断せざるを得ない。法第 2 条第 14 項では、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、地方公共団体の責務について今一度再考されたい。

イ 第 6 回柳川おもてなしマラソン大会実行委員会の会計処理について、現金書留手数料として資金前渡していた残額を戻入せずに消耗品を購入し、またその残額 56 円を現金で保有しているのは不適切である。今後は適正な処理を行うよう改善されたい。

《監査委員事務局》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

**【全般的共通注意事項】**

ア 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に努められたい。